

平成 21 年 12 月 1 日

資 料

(要望にない項目等)

目 次

1. 租税特別措置の見直し

- 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充 1
- 小規模宅地等の課税の特例の見直し 1
- 農業経営基盤強化準備金制度の見直し 1
- 特定目的会社に係る課税の特例の要件の見直し 2
- 石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）に対する免税措置の見直し 2

2. その他

所得税・相続税・法人税・印紙税関係

- 保険契約の範囲の明確化（所得税・相続税・法人税） 3
- 保険証券の範囲の明確化（印紙税） 3

所得税関係

- 金融商品先物取引に関する支払調書の整備 3

相続税関係

- 定期金に関する権利の評価方法の見直し 3
- 障害者控除の見直し 4

法人税関係

- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長 4
- 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の延長 4

間接税関係

- 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化 4

- 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長 4
- 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長 4

補足資料

租税特別措置の見直し関係

- ・ 小規模宅地等の課税の特例の見直し（相続税） 5

その他関係

- ・ 定期金に関する権利の評価方法等の見直し（相続税・贈与税） 6
- ・ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 7
- ・ 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 8
- ・ 仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化（検査院意見表示事項） 9

要望にない項目等の検討

- 納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するため、各省庁が要望している内容に加え、以下の項目について、22年度改正で措置することを検討してはどうか。

1. 租税特別措置の見直し

○ 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充

新たな類型の投資法人債が金融商品取引所に上場されたことを踏まえ、譲渡による所得が課税対象となる公社債の範囲に、「利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）」を加える。

（参考）公社債の譲渡による所得は原則非課税となっているが、ディープ・ディスカウント債（著しく低いクーポンを付して割引発行する債券）等の主たる投資収益が譲渡による所得である公社債は課税対象となっている。

○ 小規模宅地等の課税の特例の見直し

- ① 相続人等が居住又は事業を継続しない宅地等についての軽減措置（現行：200㎡まで50%減額）を廃止する。
- ② 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。
- ③ 一棟の建物の敷地のうちに特定居住用宅地等とそれ以外の用途の宅地等がある場合には、用途ごとに按分して計算する。
- ④ 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限ることを明確化する。

○ 農業経営基盤強化準備金制度の見直し

適用実績を踏まえ、適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外する。

○ **特定目的会社に係る課税の特例の要件の見直し**

特定目的会社の支払配当損金算入の要件について、適正化の観点から、特定出資についても優先出資と同様に国内募集割合の要件を追加する等の所要の見直しを行う。

○ **石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）に対する免税措置の見直し**

ナフサについては、現在、租税特別措置法に基づき揮発油税等の免税が期限なしの措置として認められている。今般、石油石炭税のナフサ免税・還付措置については、期限到来を受け、検討対象とすることから、揮発油税等の免税措置についても、「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に沿って見直しを検討する。

※ **上記のほか、既に期限が到来しており、規定を削除する措置**

- ・ **承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例**
- ・ **独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減**

2. その他

所得税・相続税・法人税・印紙税関係

○ 保険契約の範囲の明確化（所得税・相続税・法人税）

保険法が制定され、新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、所得税法等における「生命保険契約」「損害保険契約」の範囲について明確化等を図るもの。

○ 保険証券の範囲の明確化（印紙税）

保険法の制定に伴い、商法において定めている保険証券の交付に関する規定が削除されるため、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化等を図るもの。

所得税関係

○ 金融商品先物取引に関する支払調書の整備

現行制度では、金融商品取引法のデリバティブ取引のうち一部の取引のみが先物取引に関する支払調書の対象となっているが、適正な課税を確保する観点から、支払調書の対象に次に掲げる取引を加える。

- ① 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（金融商品取引法2条21項4号～6号の取引）
- ② 外国市場デリバティブ取引

（注）商品先物取引については、支払調書の範囲を同様に整備する税制改正要望が提出されている。

相続税関係

○ 定期金に関する権利の評価方法の見直し

給付事由が発生している定期金に関する権利の評価については、所要の経過措置を講じた上、①解約返戻金相当額、②一時金相当額、③約定利率を基に算出した額のいずれか高い金額とする方法に見直すこととし、給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価についても、これに準じてその評価方法を見直すこととする。

○ 障害者控除の見直し

障害者控除について、上記の定期金に関する権利の評価方法の見直しに併せて、控除額を「6万円（特別障害者12万円）×85歳〔現行：70歳〕に達するまでの年数」とする。

法人税関係

○ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課税する特例の適用期限を延長する。

○ 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の延長

中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない措置の適用期限を延長する。

間接税関係

○ 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化

課税事業者を選択した上で、一定の資産の取得に係る消費税額につき仕入税額控除を行った事業者について、還付税額の調整措置の対象となるよう、当該資産の取得後3年間は事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する。

[会計検査院の意見表示事項]

(注) 資本金1千万円以上の新設法人についても、設立後2年間は自動的に課税事業者となることから、同様の対応を行う。

○ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置につき、適用期限を延長する。

○ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置につき、適用期限を延長する。

補 足 資 料

小規模宅地等の課税の特例の見直し(相続税)

小規模宅地等の課税の特例は、相続人による事業等の継続に配慮して設けられた租税特別措置であるが、現行では、相続後に事業等を継続しない場合など、制度趣旨に照らして必ずしも的確とは言えない場合でも一定の減額を受けることが可能であることから、次のような見直しを行う。

〔事例①〕
居住や事業を継続しない場合

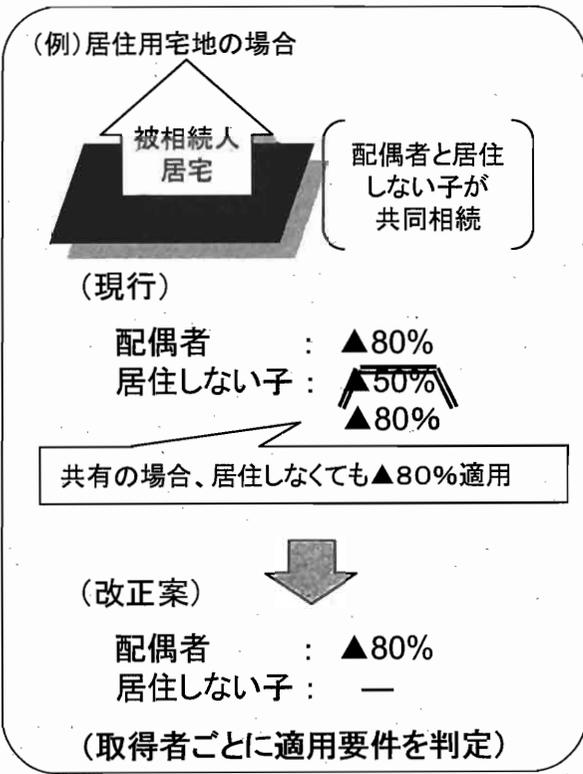
宅地等		上限面積	軽減割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%
	不動産貸付	200㎡	▲50%
居住用	居住継続	240㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%

↓

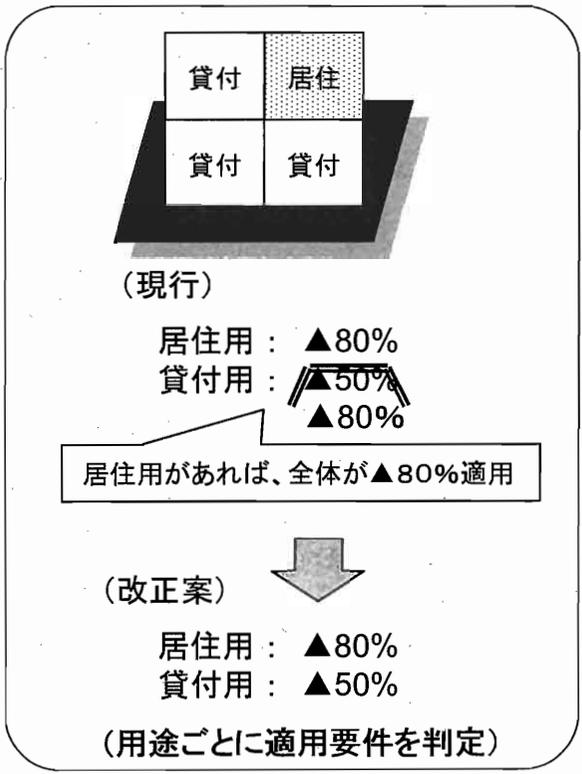
宅地等		上限面積	軽減割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%
	不動産貸付	200㎡	▲50%
居住用	居住継続	240㎡	▲80%

(非継続への軽減措置は廃止)

〔事例②〕
▲80%の要件を満たす者と満たさない者が、宅地を共同相続する場合



〔事例③〕
宅地の上に存する一棟の建物のうちに、居住用と貸付用がある場合



(注) 上記のほか、「被相続人等が居住の用に供していた宅地等」が複数存在する場合には、「被相続人等が主として居住の用に供していた一の宅地等」が本特例の適用対象であることを明確化する。

定期金に関する権利の評価方法等の見直し(相続税・贈与税)

- 定期金に関する権利の評価における割合・倍数(現行)は、昭和25年当時の金利水準・平均寿命などを勘案して定められたもの。
- その後の金利水準の低下や平均寿命の伸長、現行評価方法による算定額と年金受取額の現在価値とが大きく乖離していること等を踏まえ、所要の経過措置を講じた上で、次のような権利の評価方法の見直しを行う。

現行

1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの

(1)有期定期金…次の①、②のいずれか低い額

- ①給付金額の総額
× 残存期間に応じた割合(20~70%)
- ②1年間に受けるべき金額 × 15倍

(2)無期定期金

1年間に受けるべき金額 × 15倍

(3)終身定期金

1年間に受けるべき金額
× 受給権者の年齢に応じた倍数(1~11倍)

2. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生していないもの

払込済保険料等(総額)
× 払込開始の時から経過期間
に応じた割合(90~120%)

改正案

1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの

(1) 有期定期金…次の①~③のいずれか高い額

- ① 解約返戻金相当額
- ② (定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合)
一時金相当額
- ③ 1年間に受けるべき金額
× 約定利率の複利年金現価率(残存期間に応ずるもの)

(2) 無期定期金…次の①~③のいずれか高い額

- ①、②…上記(1)①、②に同じ
- ③ 1年間に受けるべき金額 ÷ 約定利率

(3) 終身定期金…次の①~③のいずれか高い額

- ①、②…上記(1)①、②に同じ
- ③ 1年間に受けるべき金額
× 約定利率の複利年金現価率(平均余命に応ずるもの)

2. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生していないもの

上記に準じて、見直しを行う

- 障害者控除(相続税)について、上記の定期金に関する権利の評価方法の見直しに併せて、制度創設時からの平均寿命の伸長を踏まえ、次のような見直しを行う。

「6万円(特別障害者:12万円) × **【改正案】85歳**(現行:70歳)に達するまでの年数」

(注)複利年金現価率…約定利率を r としたときに、 n 年間に渡って受け取る年金総額の現在価値を求める際に用いられる率

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(概要)

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課税する。

税目：法人税

適用期限：平成22年3月31日

【創設年度】

平成6年度

【制度創設の趣旨】

企業が相手先を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するために、政策的に追加的な税負担を求めることとしたもの

【使途秘匿金】

使途秘匿金とは、法人がした金銭の支出（金銭以外の資産の引渡しを含む。）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していないもの（資産の譲受けその他の取引の対価の支払いとして支出されたものであることが明らかなものを除く。）をいう。

【使途秘匿金課税の状況】

	法人数(社)	税額(億円)
2005年度	1,669(内456)	90(内66)
2006年度	1,540(内394)	75(内52)
2007年度	1,480(内355)	54(内30)
2008年度	1,264(内304)	44(内28)

(注) 1 内書きは、調査課所管法人（原則として資本金の額等が1億円以上の法人）の計数である。

2 国税庁調べ。

中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用

(概要)

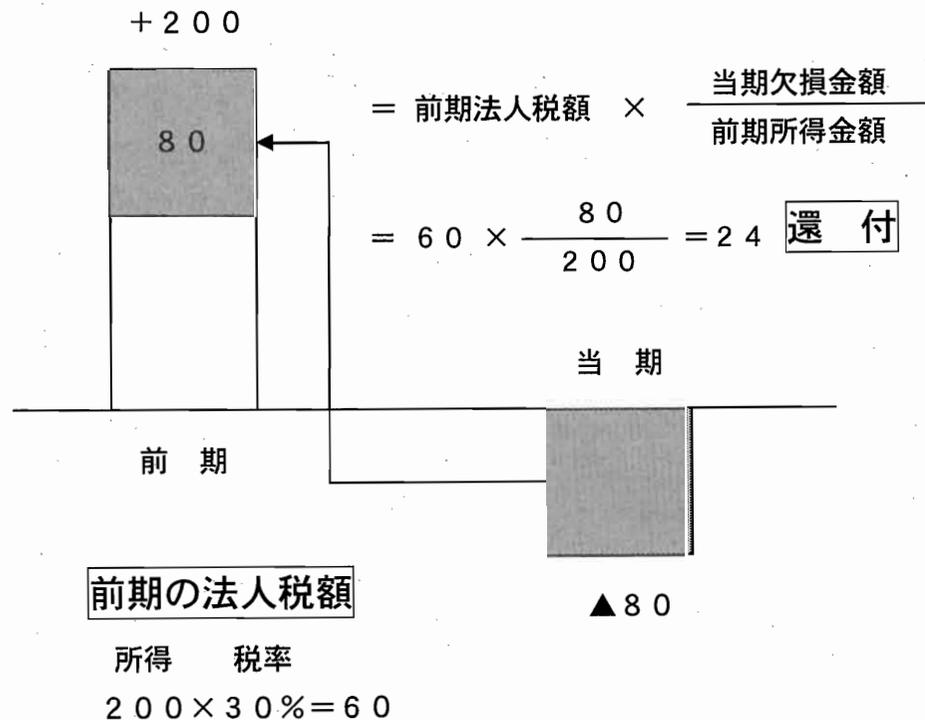
中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない。

税目：法人税

適用期限：平成22年3月31日

○ 欠損金の繰戻しによる還付制度の概要（法人税法）

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができる。



中小企業者等以外の法人については、還付を不適用

(注) 中小企業者等とは、次の法人をいう。

- ・ 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）
- ・ 公益法人等
- ・ 協同組合等
- ・ 人格のない社団等

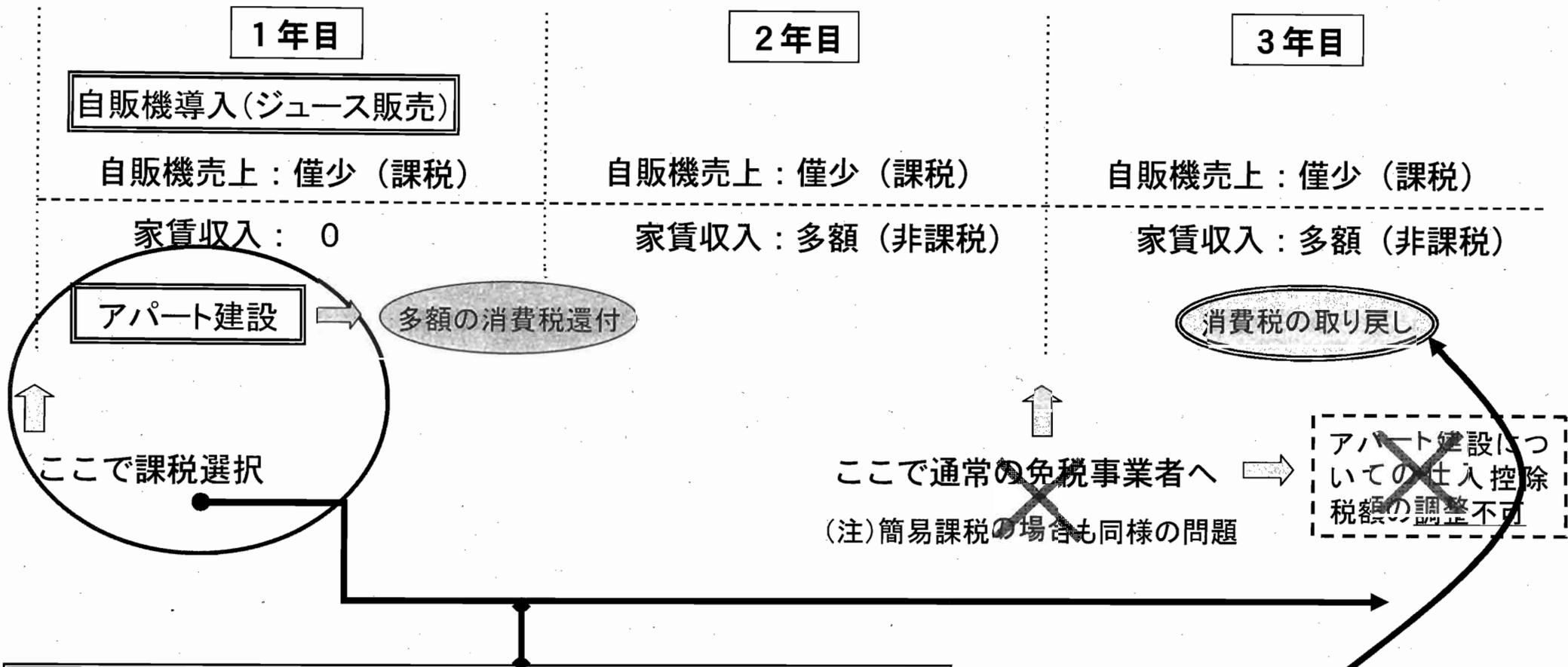
(参考) 法人税欠損繰戻し還付金額等の直近の状況

決算期	件数等 件数 (件)	還付金額 (億円)
平成21年2月決算	3,537	158
平成21年3月決算	11,833	1,205
平成21年4月決算	4,138	130
合 計	19,508	1,493

- (注) 1 平成21年4月から9月末までに還付処理を了した事績である。
 2 平成21年度税制改正前から適用のあった解散等による欠損繰戻し還付請求を含む。
 3 国税庁調べ

仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化（検査院意見表示事項）

【指摘ケースへの対応】



- 課税選択をして、アパートなど一定の資産の取得年以後
 - 3年間は課税選択を強制
 - 3年間は簡易課税の選択不可

現行の3年間の平均課税売上割合による仕入控除税額の調整対象

(注) 資本金1千万円以上の新設法人についても、設立後2年間は自動的に課税事業者となることから、同様の対応を行う。